

北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書

非正規労働者の増大とそれに伴う低賃金層の増加に対して、賃金の最低限を保障するセーフティーネットを強化する最低賃金制度の役割は、ますます大きくなってきている。

2007年度の「成長力底上げ戦略推進円卓会議」の合意、2008年の最低賃金法改正による「生活保護施策との整合性への配慮」、2010年の雇用戦略対話における「早期に全国最低800円を目指す」との政公労使合意などにより、北海道の最低賃金はこの5年間で61円引き上げられ、705円まで改善された。

しかし、北海道の最低賃金は生活保護水準との乖離が大きく、その速やかな解消が緊急の課題となっている。

また、最低賃金で法定労働時間フルに働いても、税込み月額12万円程度、年額でも140万円程度にしかないが、昨年度の14円引き上げ改定に伴う影響率は10.1%、パートに至っては26.7%となっており、北海道の非正規率の高さ、最低賃金に張り付く低賃金体系、生活困窮の度合いが深まっていることが明らかとなっている。また、これは連合調査による「単身者の最低生計費をクリアする賃金水準（リビング・ウェッジ）」として示された「時間給870円、月額144,000円」と比較してもほど遠いものとなっている。

特に北海道のような非正規雇用比率が高く、低賃金・最低賃金に張り付く賃金体系が多い地域においては、地域経済の活性化と所得税収の確保、社会保障制度の維持・充実に向けて、納税を果たせる賃金の確保と全体の底上げは重要な課題である。

よって、政府においては、今年度の北海道最低賃金の改定に当たっては、生活保護水準との乖離を早期に解消し、働く者が経済的に自立可能な水準への改定を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成24年（2012年）6月13日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣

（提出者）民主党・市民連合、日本共産党及び市民ネットワーク北海道
所属議員全員